

○宮崎大学地域資源創成学部専門教育科目の履修方法等に関する要項

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 2 年 9 月 30 日 令和 3 年 5 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、宮崎大学地域資源創成学部（以下「本学部」という。）規程に基づき、本学部の専門教育科目（以下「専門教育科目」という。）について必要な事項を定める。

(受講及び受講科目登録)

第 2 条 専門教育科目は、所定の年次・学期に受講することを原則とする。

- 2 専門教育科目を受講するときは、受講科目を所定の手続きにより別に定める期日までに登録しなければならない。ただし、学期の中途に開講される集中講義等の授業科目については、その都度所定の手続きをしなければならない。
- 3 受講科目登録は、半期で 24 単位を上限とする。ただし、直近の学期の GPA が 3.0 以上の者については、本人の申請に基づき、28 単位を上限とすることができる。なお、集中講義は含まない。

(他学部の受講)

第 3 条 他学部の専門教育科目を受講するときは、教務・学生支援係に所定の受講願を提出し当該学部の許可を得なければならない。

(成績評価を受ける資格)

第 4 条 各授業科目について、所定時間数の 75% 以上出席しなければ成績評価を受ける資格が得られない。また、出席不足の場合は、改めて受講しなければならない。

- 2 各授業科目の受講にあたり遅刻・早退のあるときは、それらの 3 回を合わせて 1 回の欠席とみなす。

(特別欠席の取扱)

第 5 条 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係の確認を得て、欠席した授業の担当教員に願い出ることができる。当該授業担当教員は、原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌 引 父母及び配偶者にあつては 7 日、子は 5 日、祖父母及び兄弟姉妹は 3 日とする。
- (2) 天 災 必要と認める日及び時間
- (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4 週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式な派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数について制限する場合がある。
- (5) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについて、事前提出がなされなかった場合は、特別欠席を認めない。

(定期試験及び成績評価基準)

第 6 条 定期試験は、前学期と後学期の終わりの時期にその学期に開講した授業科目について実施する。

- 2 各授業科目の評価は定期試験、又は他の方法による。
- 3 試験等の成績評価は、100 点満点で 60 点以上を合格とし、59 点以下は不合格とする。
- 4 成績は秀・優・良・可・不可の評語を用いて表し、それぞれの成績評価基準及び対応する評点について、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。

- 秀 : 科目の到達目標に特に優秀な水準で達している (評点 : 90 点以上)
優 : 科目の到達目標に優秀な水準で達している (評点 : 89~80 点)
良 : 科目の到達目標に良好な水準で達している (評点 : 79~70 点)
可 : 科目の到達目標に必要最低限の水準で達している (評点 : 69~60 点)
不可 : 科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない (評点 : 59 点以下)

(追試験)

第 7 条 成績評価を受ける資格を有し、第 5 条のいずれかの理由によって定期試験を受けることができなかつた者に限り追試験を 1 回限り受けることができる。

2 追試験は、第 5 条の事由とともに定期試験終了後 1 週間以内に届け出るものとする。ただし、事由解消等により、当該期間以上の時間を要した場合はこの限りではない。

(定期試験等の代行)

第 8 条 担当教員が転任又は退職等で不在となったときの定期試験等は、教務委員会がその方法について検討し実施する。

(合否発表)

第 9 条 定期試験等の合否発表は、試験等終了後 1 週間以内に担当教員において Web 上で行う。

(不合格の取扱)

第 10 条 成績評価を受ける資格を有する者で定期試験等を受験しなかつた者は、不合格の取り扱いとする。

(成績評価に関する異議申立て)

第 11 条 成績評価を受けた者で成績評価に異議がある場合には、原則として当該学期内に本学部教務・学生支援係を通じて副学部長(教務担当)に成績評価に対する申立てをすることができる。詳細は別途定める。

(再受講)

第 12 条 成績評価において不合格の者、又は受験できなかった者は、第 2 条の受講手続きを行い、再受講しなければならない。

(定期試験における不正行為)

第 13 条 不正行為をした者は、宮崎大学学務規則の規程に基づき懲戒する。

また、不正行為を行った当該学期の専門教育科目定期試験成績は、すべて無効とする。

(卒業研究に係る再評価の取り扱い)

第 14 条 卒業期にある者で、卒業研究の評価が 60 点から 72 点の学生に限り、再提出ののち再評価を受けることができる。但し、再評価を受けた学生については 3 月 31 日付卒業となる。

2 前項の再評価については、上限を 73 点とする。評価については所定の期日までに成績担当教員が入力する。

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 5 月 24 日から施行する。